

# Information

## 町民課児童福祉係からのお知らせ

問 役場 町民課 児童福祉係 内線2118

### 《児童手当を受けている方へ 6月は現況届の提出月です》

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。

該当者には、個別にお知らせを送付しますので、必ず期限内に提出してください。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。



#### 【現況届の提出に必要なもの】

- ◆健康保険証の写しまたは年金加入証明書  
※国民年金加入者は必要ありません。
- ◆前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書  
※平成26年1月2日以降に鬼北町に転入された方は提出が必要です。
- ◆印鑑
- ◆この他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

#### 【こんな時は届出を！】

- ◆出生等により養育する児童が増えたとき
- ◆受給者が他の市区町村に転出するとき
- ◆受給者が町内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ◆受給者や養育している児童の名前が変わったとき
- ◆受給者が公務員になったとき

### 《子育て世帯臨時特例給付金について》

平成26年4月から消費税が8%に引き上げられたことを受けて、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図るために、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

#### 【支給対象者】

平成26年1月1日に鬼北町に住民票があり、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

#### 【対象児童】

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象児童  
※ただし臨時福祉給付金支給対象者に該当する場合や、生活保護の被保護者となっている場合は除きます。

#### 【給付額】

対象児童1人につき1万円(1回限り)

#### 【申請受付】

平成26年6月23日(月)～12月22日(月)  
※郵送の場合は、期日必着

#### 【申請手続】

- ◆支給対象となる可能性のある方には、6月にお送りする児童手当の現況届に申請書を同封いたしますので、必要事項を記入し提出してください。
- ◆公務員の方は、勤務先から配布されている申請書と公務員受給状況証明書他必要書類を添えて提出してください。
- ◆支給対象者の方で鬼北町から転出をされている方には、6月下旬に申請書を郵送いたします。

#### 【申請書提出先】

役場 町民課 児童福祉係 内線2118